

愛媛県農業経営基盤強化資金実施要綱

改正日：令和 7 年 4 月 21 日
(令和 7 年 4 月 1 日から適用)

(目 的)

第 1 この要綱は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、足腰の強い農業経営を確立するため、農業経営基盤強化資金の融資について、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化資金実施要綱」という。）及び愛媛県農業経営基盤強化資金利子補給費補助金交付要綱（平成 6 年 11 月 17 日付け総農第 731 号農林水産部長通知）に定めるもののほか必要な事項について定める。

(制度の仕組み)

第 2 農業経営基盤強化資金（以下「本資金」という。）を借り受けた農業者に対して、市町が金利負担を軽減するため利子補給を行った場合、県は所定の額を市町に補助する。

(貸付利率及び利子補給率)

第 3 貸付利率に応じた県の利子補給率は、次のとおりとする。

財政融資 資金金利	貸付利率	利子補給率
5.0%未満	2.0%以内	0.250%
5.0%以上 6.5%未満	2.5%以内	0.165%
6.5%以上	3.0%以内	0.085%

ただし、財政融資資金金利が 2.0%を下回る場合における利子補給率については、以下のとおりとする。

- 平成10年 6 月 16 日から平成10年 8 月 20 日までの間に融通されたもの
0.285%
- 平成10年 8 月 21 日から平成10年 9 月 17 日までの間に融通されたもの
0.265%
- 平成10年 9 月 18 日から平成10年10月 21 日までの間に融通されたもの
0.3%
- 平成10年10月 22 日から平成10年12月 21 日までの間に融通されたもの
0.4%
- 平成10年12月 22 日から平成11年 2 月 2 日までの間に融通されたもの
0.365%
- 平成11年 5 月 25 日から平成11年 6 月 15 日までの間に融通されたもの
0.3%
- 平成11年 6 月 16 日から平成11年 7 月 25 日までの間に融通されたもの
0.315%
- 平成11年10月 20 日から平成11年11月 17 日までの間に融通されたもの
0.265%
- 平成12年 2 月 21 日から平成12年 3 月 15 日までの間に融通されたもの
0.265%
- 平成12年 6 月 19 日から平成12年 9 月 13 日までの間に融通されたもの
0.265%
- 平成13年 2 月 1 日から平成13年 2 月 25 日までの間に融通されたもの

- 0.285%
- (12) 平成13年2月26日から平成13年3月18日までの間に融通されたもの
0.3%
- (13) 平成13年3月19日から平成13年4月1日までの間に融通されたもの
0.315%
- (14) 平成13年4月2日から平成13年4月30日までの間に融通されたもの
0.365%

2 前項の規定にかかわらず、平成13年5月1日から平成22年3月31日までに融通されたものにかかる県の利子補給率は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。）に基づく公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和36年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人。以下「長期金融協会」という。）からの助成後に必要な利子補給率の2分の1に相当する率以内の率とする。

3 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われた本資金（第4の3の(7)の資金を除き、かつ、当該貸付決定に係る貸付額が500万円を超えるものに限る。）のうち、個人にあっては1億円以下、法人にあっては3億円以下の部分についての県の利子補給率は、利子助成事業実施要綱に定めるところにより、平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める件）2に規定する貸付利率（以下「公庫の貸付利率」という。）を0%に引き下げるのに必要な額の5分の4に相当する額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とし、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を、長期金融協会からの助成後に必要な利子補給率の2分の1に相当する率以内の率とし、貸付当初5年間に限り助成するものとする。

ただし、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）及び農業経営基盤強化資金の貸付に係る担保徴求に関して認定農業者の経営能力、経営状況等を積極的に評価の上、同資金の円滑な融通を図ることとして別に農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が定める資金（以下「円滑化貸付資金」という。）については、本規定は適用しないものとする。

4 東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）が発生した平成23年3月11日から平成25年3月31日までの間に、地震により著しい被害を受けた農業者に貸付決定が行われた本資金については、東日本大震災復興・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「東日本大震災利子助成事業実施要綱」という。）に定めるところにより、公庫の貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を、長期金融協会から、最長18年間（ただし、農業の高度化や地域振興を図り、質的な向上を目指すために融通される場合は、貸付当初5年間）、当該農業者に対して助成するものとする。

ただし、東日本大震災利子助成事業実施要綱第3の2の(1)のイに規定する間接被災者に対する第3の2の(7)の資金及び補助残融資資金（東日本大震災利子助成事業実施要綱第3の2の(1)のアに規定する直接被災者に東日本大震災農業生産対策交付金実施要（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通される場合を除く。）については、本規定は適用しないものとする。

5 平成24年4月1日以降に貸付決定が行われた本資金の貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業

者に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

（資金の内容等）

第4 本資金の対象となる経営改善計画、貸付対象者、貸付金の使途、最高限度額及び償還（措置）期限は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫が定めるところによるものとする。

1 対象となる経営改善計画

本要綱による支援の対象となる経営改善のための計画（以下「農業経営改善計画」という。）は、次のとおりとする。

- ① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画
- ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画
- ③ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画

2 貸付対象者

貸付対象者は(1)又は(2)に掲げる農業者及び当該農業者に転貸する農業協同組合又は農業協同組合連合会とする。

- (1) 前項に定める農業経営改善計画の認定を受けている者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）
- (2) (1)の認定を受けた法人の構成員であるか又は構成員になろうとする者（ただし、当該法人への出資金等を借入する場合に限る。）

3 貸付金の使途

農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金であって、その具体的内容は基盤強化資金実施要綱の別紙に例示するとおりとする。

- (1) 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）等の取得
- (2) 農地等の改良等
- (3) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- (4) 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- (5) 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- (6) 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- (7) 負債の整理その他農業経営の改善を前提としての経営の安定に必要な長期資金

4 貸付金の最高限度額

貸付金の最高限度額は次のとおりとする。

ただし、3の(7)の資金のうち本資金を借り受けたために生じた負債に係るものについては、本資金の貸付金残高の額とし、かつ、3の(7)の資金（公庫農林水産事業が融通した資金及び株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第16条第1項の規定による解散前の農林漁業金融公庫（以下「旧農林漁業金融公庫」という。）が融通し

た資金を借り受けたために生じた負債の整理に係るものを除く。)については次の額の5分の1を限度とし、3の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。

(1) (2)に掲げる貸付け以外のもの

① 個人 3億円

ただし、次のいずれかに該当する場合には6億円

ア 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体

イ 主たる従事者を複数有する経営体又は計画期間中に複数有することとなる農業経営改善計画を有する経営体

ウ 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

② 法人 10億円

ただし、次の要件を満たす場合、それぞれに掲げる貸付限度額とする。

(ア) 民間金融機関から資金調達が行われる場合

(注) 経営改善資金計画書(農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)に定めるものをいう。以下同じ。)において民間金融機関から資金調達が行われることが確認できる場合 等

次のうち、いずれか低い額

ア 20億円

イ 経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額

(イ) 民間金融機関の貸付金残高の額が、公庫農林水産事業の貸付金残高及び民間金融機関の貸付金残高の合計額の3分の1以上となる場合

次のうち、いずれか低い額

ア 30億円

イ 経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額

(2) 震災対応型資本性貸付け(主要な事業用資産について、地震の影響により、浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関(以下「市町村長等」という。)から受けた農業法人(市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けたものを含む。)であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者を対象とする、償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を設けることにより、金融検査上自己資本とみなし得る資本性資金の貸付けをいう。)については5億円

ただし、3名を超える常時従事者数1名につき5千万円を加えることができる。この場合において、加算後の限度額は、当該法人の経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額又は10億円のいずれか低い額とする。

5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち、据置期間10年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令132号)第11条第1項に規定する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内(うち、据置期間13年以内)とする(ただし、令和8年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。))。

(融資機関)

第5 本資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 直接貸付 株式会社日本政策金融公庫松山支店又は同松山支店の受託金融機関
- (2) 転貸 農業協同組合及び愛媛県信用農業協同組合連合会

(その他)

第6 特別融資制度推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。）第1に基づき市町段階に設置されている特別融資制度推進会議。以下「推進会議」という。）が、貸付の認定等に関する事務を融資機関に委任した場合、当該融資機関から認定等に係る報告を受けた推進会議事務局は、速やかに、農業経営基盤強化資金貸付認定等報告書（別記様式）を作成し、地方局農業振興課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成6年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に融通された本資金については、なお従前の例による。この場合において、施行前の要綱中「農山漁村振興基金」とあるのは「財団法人農林水産長期金融協会」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月30日から施行し、第4の4の規定は平成25年2月26日から、それ以外については平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この通知は、令和3年4月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について地震の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第4の4の(2)の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第4の5の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 11 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 30 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 21 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。